

新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが  
減少した小規模事業者の皆さまに給付金を支給します！

あわら市

# 小規模事業者応援給付金

7月21日(木)から受付開始

## ■対象となる事業者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年1月から5月のいずれかひと月の売上が3年前(令和元年)、2年前(令和2年)または1年前(令和3年)同月比30%以上減少
- ②市内に主たる事業所を有する小規模事業者
- ③雇用の維持や事業を継続する意思のある方

## ■小規模事業者とは…

中小企業基本法第2条第5項に規定する「小規模企業者」とします。

## ■給付金額

1事業者につき  
※1回限りの支給

**5万円**

ただし、下記の事業者の方は対象となりませんのでご了承ください。

- ・農業、林業、漁業、金融業・保険業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業
- ・協同組合、一般社団法人、公益社団法人、財団法人、医療法人、宗教法人、学校法人、農業法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO)、任意団体、政治団体
- ・事業実態がない事業者、市内での主たる事業が太陽光発電事業者等
- ・その他、応援給付金の趣旨・目的に照らし適当でないと判断する者

## 申請手続きについて (ウラ面もご覧ください)

申請受付期間

令和4年 **7月21日(木)～9月15日(木)必着**

申請方法

郵送での申請

申請先・  
問合せ先  
(平日9時～17時)

**あわら市商工会 本所**

住所：〒919-0621 あわら市市姫一丁目9-21

電話：0776-73-0248

※給付金に関する事務について、あわら市から委託を受け実施しています。

## 申請要件について

表面①～③の要件のほか、次の要件に同意する事業者

- 給付金の受給前後を問わず、市から書類の追加提出や説明の求めがあった場合は、これに必ず応じること。
- 給付金の受給後に、市から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに必ず応じること。
- 反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約すること。
- 市が産業労働行政推進のため、申請者の事業者名、事業所の住所、連絡先等の情報をあわら市商工会に提供することに同意すること。

## 申請に必要な書類について

- ①あわら市小規模事業者応援給付金支給申請書（様式第1号-1）
- ②誓約書
- ③振込先の銀行名、支店名、口座及びカタカナの口座名義が印字された通帳等の「表紙裏見開きページ」の写し
- ④令和4年1月から5月のいずれかひと月の売上が、3年前(令和元年)、2年前(令和2年)または前年(令和3年)の同じ月と比べ30%以上減少したことが分かる帳簿の写し  
※ただし、令和4年中に、福井県中小企業者等事業継続支援金(令和4年2月28日～)の給付を受けている場合は、その振込が確認できる通帳のページの写しを提出することで、上記帳簿の写しの提出は不要となります。
- ⑤（法人）直近の事業年度分の法人税確定申告書 別表1の写し  
（個人事業主）令和3年分の所得税確定申告書 第1表の写し
- ⑥（個人事業主）本人確認書類の写し  
※⑤～⑥について、あわら市商工会会員は添付不要です。

申請書類の内容に記入漏れ等があった場合、平日9時～17時の間に、申請書に記載した電話番号に連絡いたします。なお、申請書類を受理してから2週間経過しても、電話による連絡が一切取れない場合には、申請を取り下げたもの見なす場合があります。

## 申請書等の入手方法について

申請書、申請受付要項、よくあるご質問は、次のいずれかの方法で入手できます。

- ①あわら市ホームページからダウンロード（こちらからご覧いただけます。↓）
- ②あわら市商工会、あわら市役所(2階 商工労働課)の窓口  
に設置しています。



※令和3年3月2日から令和4年3月31日までに創業した事業者の方も、要件を満たす場合は対象となります。詳しくは、ホームページをご確認ください。